

商標登録異議の申立て Q & A

Q 1 - 1 : 商標登録異議申立書の提出期限はいつまでですか。

A 1 - 1 : 商標公報の発行の日の翌日から起算して2月以内が提出期間です(商 § 43 の 2) 。ただし、提出期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日が提出期限になります(商 § 77①、特 § 3) 。なお、2月の期間は、日数で計算するのではなく、暦によって計算します。

Q 1 - 2 : 異議申立書の提出期間を延長することはできますか。

A 1 - 2 : 期間延長の請求は認められません。ただし、「異議申立書」の「申立ての理由」を補充する等の補正(商 § 43 の 4②ただし書き)については、申立人が国内在住者の場合は30日以内、在外者の場合は90日(30日 + 職権による期間延長60日)以内に提出することができます。

Q 2 : 異議申立てをしてから、どれくらいで異議決定が出されますか。

A 2 : 標準的な審理期間(異議申立てから異議決定までの期間)は、6～8か月となっています。なお、申立書の提出期限が経過してから、審理が開始されます。

Q 3 : 異議申立書副本が権利者に送付されるのはいつ頃ですか。

A 3 : 権利者が国内在住者であれば、申立期間の経過後2月程度で、権利者が在外者であれば、申立期間の経過後4月程度で送付されますが、事件により異なります。

Q 4 : 異議申立書の副本が届きましたが、権利者は、これについて何らかの応答をする必要がありますか。

A 4 : 応答する必要はありません。審理が進み、取消理由通知が発せられたときには、それに応答する「意見書」を提出する機会が与えられます(商 § 43 の 12) 。

Q 5 : 異議申立てがあったことをどのようにして知ることができるのですか。

A 5 : 商標異議の申立てがあったときは、商標権者に「異議番号通知」(はがき)を送付しますので、それで知ることができます(電子特殊申請の場合もオンライン通知ではなく、はがきの送付となります)。また、申立番号001のとき、商標権の設定時代理人あてにも「異議番号通知」を送付します。また、商標登録原簿に「異議申立の予告登録」がされます。

Q 6：予告登録とは何ですか。

A 6：異議申立てがあったときは、その旨が登録原簿に登録されます。これは、商標権に関して取引をした者が後日不測の損害を被るおそれがあるので、取引をする者に警告を与えることを目的として行うものです。なお、予告登録は異議申立てから約4週間後に登録原簿に掲載されます。また、予告登録されてから約1月後に特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に掲載されます(経過情報検索⇒範囲指定検索で照会できます)。

Q 7：申立人が審理経過を知る方法がありますか。

A 7：閲覧申請もしくは特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で照会することにより知ることができます。

Q 8：理由補充提出期間経過後に、新たな申立ての理由が見つかったため、追加補正したいのですが可能ですか。

A 8：理由補充提出期間経過後に、「申立ての理由」を補正して、新たな理由を追加することはできません(審判便覧66—03.3.(2)イ)。

Q 9：異議申立てに係る書類に、営業秘密が記載されている場合、第三者への閲覧を制限することはできますか。

A 9：異議申立てに係る書類については、営業秘密が記載されている旨の申出があった場合でも、閲覧を制限することはできません(商§72①一の対象外)。

Q 10：登録異議の申立ての取下げはできますか。

A 10：登録異議の申立ての取下げは、特許庁から商標登録の取消理由の通知(商§43の12)がされるまではすることができます(商§43の11①)。
なお、2以上の指定商品(指定役務)に係る申立てである場合、指定商品(指定役務)ごとに取下げをすることができます(商§43の11②、特§155③)。

Q 11：登録異議の申立てをした時点で、対象となる商標権が既に消滅していることが判明した場合には、どのような扱いになるのでしょうか。

A 11：申立ての対象となる権利の存在しない不適法な申立てとして、決定をもって却下されます(商§43の15、商§56①、特§135)

Q 12：登録異議の申立て後に、対象となる商標権が放棄された場合には、どのような扱いになるのでしょうか。

A 1 2 : 商標権が放棄されても、その登録の効果が登録異議の申立て前に溯ることはない（商 § 35、特 § 98）ため、通常どおり審理され、異議決定がされます。